

第 20 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 2 月 3 日 (金) 15 時 00 分～15 時 50 分
2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202, 203 会議室
3. 出席委員 23 名
農業委員 12 名
2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 4 番 高村 茂良 5 番 橋本 喜洋
6 番 能澤 喬之 7 番 岩井 竹志 9 番 大坪 敏郎 10 番 宮崎 誠一
11 番 松岡 高生 12 番 中島 淨 13 番 佐々木 智 14 番 中坂 稔
農地利用最適化推進委員 11 名
川端 数美 千代 眞次 高野 隆司 稲澤 一彦
氷見 康弘 松島 進 前田 優 山本 秀治
山本 勝 中 康史 米陀 助一
4. 欠席委員 4 名
1 番 中野 貴代美、8 番 船屋 裕子、寺崎 俊弘、臼田 清嗣
5. 農業委員会事務局 3 名
事務局長 平野 孝英
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史
6. 議事 (1) 議案第 69 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
(2) 議案第 70 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
(3) 議案第 71 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 20 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。佐々木 智委員、山本 隆委員の両委員を指名します。

本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。中野 貴代美委員、船屋 裕子委員、寺崎 俊弘推進委員、臼田 清嗣推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 69 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、議案第 70 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、以上 2 議案について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第69号

事務局：農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、1件ございます。3ページをご覧ください。

- 〈1番〉 石田地区 石田〇〇番〇 地目：田 現況：雑種地の1筆271㎡について。
申請者 黒部市浜石田 〇〇さんで、転用目的は一般住宅敷地です。
申請者は、母と兄の3人で居住しています。現在住んでいる実家敷地は狭く、敷地内に駐車できる場所もないため近隣で駐車場を借りている状態です。駐車場がないことや、今後のことも考えて父から相続した所有地を使って住宅を建てることとしました。申請地は、平成9年5月に住宅敷地として申請者の父が農地転用許可を受け土地を所得しましたが、その後住宅を建てることなく亡くなったことから、当時の転用許可を受けた者が死亡した場合は、許可については自然消滅となることから再度転用許可申請することとなりました。

以上、1件 1筆 271㎡です。

◎議案第70号

事務局：議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、5件ございます。5ページをご覧ください。

- 〈1番〉 村椿地区 出島字東島〇〇番 外15筆 地目：畑 現況：田又は畑の16筆8,898㎡のうち2,550㎡について。
借人 新潟県柏崎市大久保一丁目 〇〇へ
貸人 黒部市出島 〇〇さん 外8名からの賃借権設定であり、転用目的は仮設工事用地のための一時転用です。
申請地は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地であります。一時転用について市の同意を得ております。
借人は、東京に本社がある国内外で石油や天然ガス等の権益を持つ大手石油開発企業です。本市でもこれまでに平成24年度から平成26年度にかけて旧社名である〇〇として新潟県糸魚川市から富山市間で「富山ライン」と言われるガス輸送パイプラインの建設工事用地等として若栗地区や荻生地区、田家地区で一時転用を行っており、平成28年10月からは富山市にある日本海ガスや日産化学などの企業へ天然ガス供給を開始しております。
今回の申請は、借人が〇〇より吉田地内の黒部工場への天然ガス新規供給に関して合意を受けたことから、若栗地内の富山ラインの分岐点から黒部工場までの供給導管敷設工事計画の一部として、出島地内で現在行われている基盤整備事業に合わせて行うものです。
申請地は基盤整備事業にて将来的に市道となる道路用地部分であり、ガスの供給開始時期の都合上、供給導管敷設工事が先行することとなり、農地を一時転用する形で申請することとなりました。
一時転用を行う場合、事業完了後は農地の復元が原則であります。引き続き基盤整

備に伴う道路整備が行われ道路用地となることから、このことについて県とも事前に協議を行い、完了報告書に経緯書など添付し報告することで内諾を得ております。

〈2番〉 荻生地区 荻生〇〇番〇 地目：田 現況：畑の1筆 363㎡について。

譲受人 黒部市荻生 〇〇さんへ

譲渡人 黒部市荻生 〇〇さんからの使用貸借権設定であり、転用目的は分家住宅です。農振除外からの案件です。

譲受人は、譲渡人の孫と結婚し、現在は譲渡人とその妻、義理の両親、妻と子供2人の8人で同居しております。今後、子供が大きくなりそれぞれの部屋が必要となってくることから新たに住宅を建てることとしました。将来、譲渡人ご夫婦の面倒や、子どもを義理の両親に預かってもらうことなども考え、居住地から近い範囲以内で検討し、居住地に隣接する譲渡人所有の申請地が不整形で耕作に非効率なこともあることから、宅地としてよいと考え、合意となったことから申請されました。残地部分は、引き続き畑などで利用するとのことでした。

〈3番〉 大布施地区 植木〇〇番〇 地目：田 現況：宅地の1筆 660㎡について。

借人 黒部市中新 〇〇さんへ

貸人 黒部市植木 〇〇さんからの賃借権設定であり、転用目的は事務所・倉庫用地です。農振除外からの案件です。

こちらの案件は、次の4番と関連がありますので後ほど説明させていただきます。

〈4番〉 大布施地区 植木〇〇番〇 地目：田 現況：宅地の1筆 174㎡について。

譲受人 黒部市中新 〇〇さんへ

譲渡人 黒部市植木 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は倉庫・車庫用地です。農振除外からの案件です。

譲受人は、給仕排水工事業を行っており、既存地で譲渡人から土地をお借りして営業しております。今般、譲渡人より高齢を理由に少しでも買ってもらえないかとの希望もあり、一部を買い、その他は借りることで合意となりました。

申請地は、昭和50年頃より事務所と倉庫があり、譲受人が買受けて使用していたのことで、申請書には始末書も添付されております

〈5番〉 田家地区 山田〇〇番〇 地目：田 現況：田の1筆 255㎡について。

譲受人 魚津市島尻 〇〇へ

譲渡人 黒部市山田 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用地です。

譲受人は魚津で住宅建築、リフォーム、土木事業や不動産を行っている会社です。位置図にありますとおり、これまで譲渡人の所有地から転用許可となった青と緑の2件の一般住宅用地についても、譲受人の施工実績があり、田家地内でも住宅用地の需要が多くあることから今回注文住宅用地として申請をされました。申請地には1区画分の住宅用地として計画されております。

以上、5件 20筆 4,002 m²です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第69号 農地法第4条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、村椿地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番、4番の案件について大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、5番の案件について田家地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第70号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第71号 令和4年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員、〇〇推進委員にすることが含まれておりますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

事務局より説明願います。

事 務 局：議案第71号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画についてですが、8ページ、9ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和4年12月21日から令和5年1月20日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満0 m²、新規6年以上16,674 m²、再設定6年未満が46,145 m²、再設定6年以上が36,754 m²でございます。10ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

石田地区	2件	9,527 m ²
大布施地区	3件	7,179 m ²
三日市地区	1件	3,156 m ²
前沢地区	1件	690 m ²
荻生地区	1件	6,573 m ²

若栗地区	11 件	26,916 m ²
東布施地区	1 件	3,084 m ²
下立地区	7 件	31,663 m ²
浦山地区	2 件	10,785 m ²

総件数は 29 件で、利用権設定面積は 99,573 m²となっております。

11 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

荻生地区	2 件	12,216 m ²
若栗地区	1 件	1,869 m ²
浦山地区	1 件	788 m ²

総件数は 4 件で、解約面積合計は 14,873 m²となっております。

12 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,101 万 3,577 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、43.8%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 207 万 960 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、設定率 8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、13 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。
何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 70 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。ここで、〇〇委員、〇〇推進委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(15 時 50 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

13 番

3 番
